

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 6月 2日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 第14回〇区グラウンド・ゴルフ大会の参加賞品、入賞記念品、食料及び再生紙を購入した際の領収書並びにプログラム等を印刷した領収書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 第15回〇区グラウンド・ゴルフ大会の参加賞品、入賞記念品、食料及びお茶を購入した際の領収書（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 第16回〇区グラウンド・ゴルフ大会の参加賞品、入賞記念品及び食料を購入した際の領収書並びにプログラム等を印刷した領収書（以下「本件請求文書③」という。）

(4) 第17回〇区グラウンド・ゴルフ大会の収支決算報告書（以下「本件請求文書④」という。）

2 同月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書④については、第17回〇区グラウンド・ゴルフ大会の収支決算報告書（以下「本件報告書」という。）を特定して公開するとともに、本件請求文書①から本件請求文書③までについては、請求の対象となる領収書（以下「本件領収書」という。）が名古屋市〇区体育協会（以下「本件協会」という。）の文書であり、実施機関において取得していないことを理由として、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 7月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 名古屋市〇区区民生活部まちづくり推進室（以下「まちづくり推進室」という。）は本件領収書を取得していないとのことであるが、まちづくり推進室は負担金を支出して、主催者として〇区グラウンド・ゴルフ大会を開催している。

(2) 〇区グラウンド・ゴルフ大会の負担金はまちづくり推進室が一番多く、負担金を支出して〇区グラウンド・ゴルフ大会を主催していながら、支出した費用の領収書を取得していないことは絶対に納得できない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 第14回〇区グラウンド・ゴルフ大会、第15回〇区グラウンド・ゴルフ大会及び第16回〇区グラウンド・ゴルフ大会（以下これらを「本件大会」という。）の開催にあたり、実施機関から負担金を共催者である本件協会に対して支出している。

2 本件協会は、規約によれば、名古屋市〇区（以下「〇区」という。）内の体育同好者をもって組織し、区民の体位・スポーツ精神の向上、体育諸団体の連絡協調を目的とする任意団体である。

3 本件協会は本件大会に必要な資材を、実施機関からの負担金、参加者が負担する参加費、本件協会が負担する負担金を財源として調達しており、本件領収書は、本件協会が取得し管理している。

したがって、本件領収書は、条例第 2条第 2号に定める行政文書には該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件領収書について、条例第 2条第 2号に規定する行政文書に該当するか

否かが争点となっている。

2 本件協会について

本件協会は、スポーツに親しむことによる区民の体力体位の向上や生活の活性化を目的として、○区内の体育愛好者によって設立された団体であり、設立以来、実施機関等と共催で本件大会等のスポーツ大会を開催している。

本件協会の会長、副会長、理事及び監事はすべて地域住民で構成されており、実施機関の職員は、顧問のうち 1名、常任理事及び事務長の役職についていることが認められる。

また、本件協会の運営については、総会又は理事会で、本件協会の役員等の意思決定を経て施行している。

3 本件大会について

本件大会は、実施機関及び本件協会が主催して行っている大会であり、○区在住の小学生以上を対象としたグラウンド・ゴルフの大会である。

4 本件協会に係る文書の作成又は取得について

(1) 本件協会の事務局は、まちづくり推進室に設置されており、その事務は本件協会の役員等の意思決定を経て、実施機関の職員が担当している。

(2) 本件協会の事業運営は、総会又は理事会で決定されており、その役員は、上記 2で述べたとおり、ほとんどが地域住民で構成され、実施機関の職員は、一部の役職を占めているにすぎず、運営について中心的な役割を果たしていない。

(3) また、実施機関は、本件協会の事業運営に対して補助金を交付していないが、共催事業である本件大会については、総事業経費の約20パーセントを負担している。

(4) 以上の状況に鑑みると、本件協会は、事業運営は地域住民を主たる構成員とした総会又は理事会で決定されていると認められ、また、実施機関から団体の運営に関する補助金の支出もないことから、実施機関から独立した地域団体であると認めることができる。

(5) したがって、本件協会に係る文書は、本件協会の職員としての事務を実施機関の職員が行うことにより、作成又は取得しているものと認められる。

5 条例第 2条第 2号該当性について

上記 4で述べたように、本件協会に係る文書は、形式的には、実施機関の職員が作成又は取得していることから、当該文書が、実施機関が管理している行政文書に該当するか否かを判断する。

(1) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(2) このうち、管理しているものとは、当該文書を事実上支配している状態を意味すると解されるところ、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していれば、管理しているものに該当するが、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合には、当該文書を現実には支配しているとは認められないため、管理しているものにも該当しないと認められる。

(3) 本件協会に係る文書について、その取扱いについて調査したところ、当該文書は、本件協会からの依頼に基づいて、実施機関の文書とは別のキャビネットに保管されており、本件協会の役員等から返却の要請があれば直ちに返却するものとされている。

また、本件領収書の廃棄の権限も、本件協会にあり、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）等の実施機関の規程に則って処理されているものではないと認められる。

(4) したがって、本件協会に係る文書について、実施機関は、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有しておらず、一時的に預かっている場合に該当することから、実施機関が管理しているものとは認められない。

(5) 以上のことから、本件協会に係る文書は、条例第 2条第 2号に規定する行政文書には、該当しないと認められる。

(6) 次に、個別の文書の行政文書該当性について判断する。

ア 本件領収書について

本件領収書は、本件協会が、本件大会を開催するにあたり、経費を支出した証拠書類であり、実施機関に提出されたものではなく、本件協会が保

有するものである。したがって、上記(5)で述べたように、実施機関が管理する行政文書ではないことから、本件領収書は、法的な意味において不存在であるとして非公開としたことは、妥当である。

イ 本件報告書について

実施機関は、本件請求文書④について、本件報告書を特定しているが、これは、本市が本件大会の開催を共催していることから、その報告として実施機関の職員が本件協会より取得したものと認められる。

また、本件報告書は、一時的に預かっているものではなく、報告書類として実施機関の文書として管理されているものであると認められる。

したがって、実施機関の行政文書であるとして、これを特定し、その全部を公開したことは妥当である。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 8月 1日	諮問書の受理
8月 2日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 2日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月21日 (第132回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成24年 2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
4月23日 (第137回審査会)	調査審議
5月16日 (第138回審査会)	調査審議

5月25日	答申
-------	----